

6. 結語

昨年度から2年間行った本研究から得られた知見は次のとおりである。

第1に、地方自治体の公共スポーツ施設整備財源は、建設当時の制度や政策によって年代別に特徴がみられた。1970年代では補助事業のウエイトが高く、なかでも都道府県と政令指定都市では社会教育補助金を活用したものが多く、1980年代も同様に補助事業のウエイトが高いが、都道府県では公園補助金を活用したものが多く、政令指定都市と三重県内市町では社会体育補助金を活用したものが多く、1990年代では単独事業のウエイトが高く、地総債を活用したものが多く、2000年代では補助事業のウエイトが高いが、都道府県では公園補助金を活用したものが多く、政令指定都市と三重県内市町では特定の整備財源に集中している傾向はみられない。昨年度行った事例調査からは明らかにならなかったが、社会体育補助金や社会教育補助金といった文部科学省の補助金も公共スポーツ施設の整備に大きな役割を果たしてきたといえる。

第2に、都道府県、政令指定都市、市町村といった政府階層の違いによって、同じ年代に同じ公共スポーツ施設を整備する場合でも、活用する財源に異なる傾向がみられた。特に市町村レベルで整備財源に多様性がみられた。これらの要因については、本研究で明らかにすることはできなかったが、興味深い結果である。

第3に、昨年度行った事例調査からは明らかにならなかったが、公共スポーツ施設の維持補修のために少なからぬ額が充てられ、自治体の規模や施設種別によって支出される金額が異なっていた。なかでも「総合運動公園」に対して多くの維持補修費が支出されていたことが明らかになった。ただし、維持補修費を正確に把握することの難しさも今年度の調査の過程から明らかになった。この点については、公共スポーツ施設の望ましい維持補修のあり方という問題とあわせて、今後の課題としたい。

補論 公立社会教育施設整備費補助金について

公立社会教育施設整備費補助金は、地方公共団体が社会教育施設の整備を行うことを援助し、社会教育の諸活動を促進することを目的とし、地方公共団体が行う次の事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として文部大臣が認める経費について、予算の範囲内で交付された。

- (一) 公立社会教育総合施設
 - ア 公民館施設整備の事業
 - イ 公立生涯学習センター施設整備の事業
- (二) 公立図書館等専門施設
 - ア 公立図書館施設整備の事業
 - イ 公立博物館(含、子ども博物館)施設整備の事業
 - ウ 公立視聴覚センター施設整備の事業
 - エ 公立婦人教育会館施設整備の事業
 - オ 公立青年の家施設整備の事業
 - カ 公立少年自然の家施設整備の事業

このうち本報告書が分析対象としている公共スポーツ施設に関わる事業は(二)のオとカであり、補助事業の内容、交付の対象、補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりである。なお、この補助金は1997年度限りで廃止された。

別表

補助事業名	補助事業の内容	交付の対象	補助対象経費	補助金の額
公立青年の家施設整備の事業	1 青年を自然に親しませ、団体宿泊訓練を通じて、規律、協同、友愛、奉仕の精神をかん養し、心身ともに健全な青年の育成を図るため、自然環境に恵まれた場所に青年教育施設を整備する事業。 2 都市における青年の日常生活に即して交友と研さんの場を提供し、青年の研修、団体活動等の助長を図るため、都市部に青年教育施設を整備する事業。 3 建物面積は、原則として1,000平方メートル以上とし、宿泊定員は、おおむね100人以上であること。ただし、上記2の施設にあつては宿泊部門を設けないことができる。 4 建物は、宿泊室、研修室、談話室、管理室、体育館(室)等を設けること。	都道府県・市(市町村の一部事務組合を含む。)。ただし特別な事情のある町村にあつては、これを補助事業者とすることができる。	建築に要する本工事費(建物の基礎、く体、屋根、造作及び仕上部分)及び附帯工事費(電気、ガス、給排水、冷暖房、厨房設備、洗濯工場設備等)	定額
公立少年自然の家施設整備の事業	1 少年を自然に親しませ、集団宿泊訓練を通じて、規律、協同、友愛、奉仕の精神をかん養し、心身ともに健全な少年の育成を図るため、自然環境に恵まれた場所に少年教育施設を整備する事業。 2 建物面積は、原則として2,000平方メートル以上とし、宿泊定員は、200人以上であること。 3 建物は、宿泊室、研修室、談話室、管理室、体育館(室)等を設けること。	同上	同上	同上